

## 令和4年度第5回世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会 会議録(要旨)

- 【開催日時】 令和4年6月17日(金) 19:00～21:00
- 【開催場所】 世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室  
※西郷委員長、植木副委員長、千葉委員、奥田委員、宮川委員はオンラインによる参加
- 【出席委員】 西郷委員長(学識経験者)、植木副委員長(学識経験者)、千葉委員(学童保育クラブ父母会連絡会)、奥田委員(青少年委員会)、清水委員(山野児童館)、白石委員(松沢児童館)、平塚委員(経堂小新BOP)、宮川委員(障害施策推進課長)  
※オブザーバーで児童館長、株式会社ベネッセスタイルケア 田端さん、社会福祉法人共生会 SHOWA 角田さんが参加
- 【事務局】 子ども・若者部長、子ども・若者部子ども・若者支援課、子ども・若者部児童課、教育委員会事務局生涯学習部長、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習・地域学校連携課長
- 【当日配布資料】 資料1: 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針(案)  
参考資料①: 子どもの放課後をより豊かにするためのアンケート結果【概要】  
参考資料②: 子どもの放課後をより豊かにするためのアンケート結果【全体】  
参考資料③: 令和4年度第4回世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会 会議録(要旨)

### 1 開会

事務局: 第5回世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会を開会する。世田谷区内で民間学童クラブ運営されておられます社会福祉法人共生会 SHOWA と株式会社ベネッセスタイルケアの方にオブザーバーとして ZOOM 参加していただいている。

### 2 資料確認

### 3 内容

委員長: 会議の回数は今日も含めて2回となる。次回は、まとめの討議ということになるので、今日なるべく多くのご意見をいただけるとありがたい。前回の素案の段階で、皆様からご意見をいただき、肉付けや修正をしたものが今回の案になる。それも踏まえて意見交換をいただきたい。また、外遊びプロジェクト世田谷から、新BOPの新しいあり方に向けてということで提案をいただいている。この提言については、幅広の内容になっており、我々が検討しなければいけないことも入っているが、その他、子ども施策に関わる幅広の内容になっているため、子ども計画等に入れていく必要性のある項目も含まれている。我々としては、指針をまとめるという観点からこれを読み、盛り込むべきと思われることがあれば、そうしていただきたい。それでは、事務局にご説明をいただきたい。

事務局: 資料1 世田谷区の放課後児童健全育成事業の運営方針案について  
下線部は前回との変更点を示している。

P2に目次を新設し、第1章から第八章という構成で章立てした。大きな

変更点として、項目のみであった記載に具体的な内容を入れた。委員や現場の職員からの意見も募り、これを取りまとめて構成等も変更している。

P 8に「七つの目標」に整理してその内容をまとめた。

P 1 1 第2章子どもの成育支援 2放課後児童健全育成事業における成育支援の目指すべき内容として、①から⑦の七つに整理し、それぞれの内容を記載している。

P 2 1に7章 職員についてという章立てを新たに設け、職員に求められる姿や、職員の資質向上等、職員についての事項をまとめた。

各章にチェックボックスを掲載していたが、全体を網羅するよう内容を追記拡充した上で、チェックシートとして巻末にまとめている。検討委員の皆様には昨日メールにて差し替え版をお送りしている。送付が大変遅くなり申し訳なかった。

運営方針ができた時点で、チェックシートも整理したいと考えている。本日こういった形で示させていただいているので、忌憚ないご意見をいただき、まとめていきたい。

委員長： それでは順番に皆様にご意見をお願いしたい。

委員： 運営方針案は、前回からかなりブラッシュアップされてよくできてきたなと思う。ただ、大きく3点気になるところがある。

1点目、そもそも放課後健全育成事業というのは、親が働いていて子どもの保育ができないと家庭の子どもたちをどうするかということなので、そういう視点に立ち、もう少し修正を行っていただきたい。

P 4 1 運営方針について、1～3行目「事業の安定及び継続性の確保を図り、且つ、子どもの視点に立ち、子どもにとって安心して過ごせる場となるよう」とあるが、放課後健全育成事業を利用する保護者からしてみると、「子どもの視点に立ち、子どもにとって安心」が最初に来るのではなく、「親が安心して働けるように」という視点が先。その次に子どもが来るのではないか。

P 4 2 項目の策定にあたっての方向性について、子どもの視点が1番目にあるが、それ以前に親の視点があり、親が安心して働けるようにするというところが子どもの安心安全にも繋がるので、親の視点というものを、この運営方針及び方向性にも入れていただきたい。

P 5 理念について、「子どもが安心して、楽しく自由に遊べる環境」ではなく、親がまず安心して働ける環境かつ、子どもが安心する環境ということで、保護者の視点を入れていただきたい。

P 7 2 世田谷区学放課後児童健全育成事業について、「遊びと生活の場の提供」とあるが、保護者からすると、そうではない。まず、子どもは毎日ここに行かなくてはいけない。まず生活の場であり、かつ遊びの場であると考えている。

P 7 3 世田谷区放課後児童健全育成事業における成育支援の基本 ①について、これも「子どもが」とあるが、まず親である。

P 8 ③について、ここには子どもが自主的に放課後の居場所を選択しとあるが、子どもが自主的に居場所を選択したことにより、どこにいるかわ

からないということでは、保護者としては大変困る。小学校低学年ですので、ここにいるということがわかってないと困る。このような表現は控えていただきたい。まず親保護者がいて、安心していただける環境とともに、その環境において子どもが安心して生活できる遊べる場という視点を取り入れて、所々直していただきたい。

P10 3行目について、「大人の目が入った見守り」という表現があり、所々に見守りという表現があるが、他区の民間委託された健全育成事業学童クラブにおいては、これを拡大解釈して、大人が見ていけばいいのだろうと、一緒に遊ぶのではなく、お互いけがをしないように問題を起こさないように見ていけばいいというように拡大解釈をする業者があると聞いている。見守りという表現は難しいので、少し見直しをしていただきたい。

P12やP21 第7章で職員という言葉が何度か出てくるが、職員という言葉は、かなり薄い感じがする。学童クラブの世界において、一般的には、指導員というのが一般的な呼び名だと思う。職員という言葉だと、事務職員も連想される。本来の指導員というのは、高度な知識と経験を持った人たちを指すので、職員ではなく、指導員という言葉に変えた方がよい。またはP16にあるように、放課後児童支援員と言うような表現に変えていただいた方が、高度な知識と経験を持った方が、子どもたちと一緒に悩み考えいろいろ遊んでくれるようなイメージがあるので、検討していただきたい。

P13 (4) 緊急時の支援について、ここは災害時も含めて、もうちょっと書き加えた方がよい。

P15 第3章 保護者支援について、「保護者との連携」というタイトルが好ましい。

P17 4 利用の開始等に係る留意事項について、再入会や、新BOP学童から、学外の民間学童へ移る場合の項目を入れた方がよい。

P17 5 運営主体について、小学校内の新BOP学童に関しては、公営を維持するような文言が入ってくるとよりよい。

P19 ⑥新BOP連絡協議会等の活用について、民間学童ができ上がったときの扱いをどうするのか疑問である。必ずしもどこかの小学校の新BOP学童に入るというわけではないと思う。民間学童の開設場所によって、学校と学校の間点だと、両方の学校からも来るので、どちらの学校の連絡会、又は両方とも出るのかわからない。

P20 2 衛生管理及び安全対策 (2) 事故やけが防止と対応について、学校の保健室の利用を検討いただきたい。学校の保健師だともう少しいろんなことができると思う。

P22 (1) 実務を通じた教育訓練(OJT)、職員間での学びや気づきの共有について、都道府県単位で放課後児童支援員認定資格研修というものがあるので、そういったものも必ず受けるという観点も必要。資質向上研修などもやって実施している。コロナ下において人数制限されているため、必ずしも全員が受けられるわけではない場合もあるが。

チェックシート P1 第2章 子ども支援について、郵送で送られてき

た資料を見ているが、子どもが気軽に相談できるような工夫をすることということで、指導員との関係性という項目があってもいいのかなという気がする。

チェックシート P 3 第3章 保護者支援について、保護者は就労しているということを前提にしていきたい。

委員長： 委員がおっしゃった中で、保護者への支援を強調するようにしたかどうかというところが、委員の中で議論になると思っていた。ただ、児童福祉法や運営指針も含めてすべてそうはなっていない。児童福祉法そして、児童の権利条約についても、第一義的には子どものための施設であると。ただ、親が仕事とか様々な理由で子育てができない時には社会が応援をするという中で、学童クラブも含めて、委員の皆様のご意見も伺いたい。

副委員長： 子ども支援と保護者支援のバランスは大変重要だと思う。双方とも偏りのないような表記の仕方は注意すべき部分。委員長が言われたように、第一義的には子ども支援から入っていくと、私も思うところがある。それから、委員がもう一つ言われました、職員という表現について、確かにそうだなと思う。支援員だけではなくて補助員も含めるので、双方含めて職員という表現をあえて使ったのかなというふうに思うところと、例えばP 1 6 1 職員体制 では、放課後児童支援員等という表現があるので、「等」という言葉をつけて、放課後児童支援員等という言葉に統一するなど、いずれにしても「職員」という言葉を使うのであれば、冒頭にその職員の定義を明らかにする必要があるだろう。或いは、放課後児童支援員等という表現で統一することが必要と思った。次に私の意見に移ります。

P 4 ⑨について、「成育支援」の定義や概念が明確にされている点は、大変重要なところをだと思う。

P 7 第1章 1趣旨について、(以下「成育支援」という表現が、子どもの健全な成育と遊び及び生活の支援(以下成育支援)という言葉がもともと入っていた。そうするとP 7の表現と、P 4の表現は整合性を持たせる必要があるなと気が付いた。さらにP 7の表現は国の運営指針の育成支援の定義と、大変よく似ている。育成を成育に変えているだけになるわけですが。そうすると少し紛らわしいし、国の指針にある運営指針にある、育成支援との区別がつきにくいということがあるかもしれない。先ほどの委員の発言の中で、まずは生活の場の支援があって、さらに加えて、子どもの遊びや成育の支援があると。これは順番というよりは両方大事だと受けとめた。ということを見ると、成育支援という言葉が成育だけでいいのか。もしかすると、成育等支援とか少し幅を持たせたような言い方にしてもいいのかなと。同時に、国の育成支援との差別化ということも出てくる。

P 8 七つの目標の3つ目、「子どもの」は「子どもが」の誤植と思われる。P 1 0、P 1 1のコラムも大事だと思う。と同時に用語の説明が書かれているが、ユニセフの子どもの権利と同様に、出典を明らかにして明記することもここでは必要。

P 2 1について、「職員」という言葉は、「放課後児童支援員等」になるか

もしれない。職員に求められる姿の5番目の文言は、職員が身につけるべき能力としてはとても大事だと思っている。昨年度と今年度と児童館の中堅職員向けの研修の依頼を受けたが、そのテーマは兩年ともソーシャルワークだった。このソーシャルワークに少し力を入れたいと考えているということも聞いている。また、ソーシャルワークとは何かということさらにも勉強したいと聞いているので、5番目の文言は、「地域社会との交流及び連携を図りの次に、ソーシャルワークの視点から、もしくはソーシャルワークの視点を持って、子どもの保護者及び地域社会との協働に努める」と入れたらどうかと思う。そうすると、支援員等が見て、ソーシャルワーク大事がなんだという自覚に繋がるような気がする。

チェックリストP2 ⑦について、※参照とあり、すつとばすような表現になっているが、ここにもチェックリストを一つ入れたらどうかと思う。運営方針P12 ⑦に「運営主体や職員は保護者と連携した成育支援を行う」と書いてあるため、これをそのままチェックリストに入れてもいいと感じる。

委員長： 副委員長、成育支援等の「等」を入れるという、「等」を入れる趣旨はどういうであったかもう一度教えてほしい。

副委員長： 先ほどの委員のご発言の中で、成育支援だけではなくて、保護者の支援も必要だという発言があったので、子どもの成育も大事だが、そこに生活の場の確保や生活の場への支援ということも含む。ということをはっきりとすることを明らかにするという意味で、等という言葉を入れて成育支援の意味合いに幅を持たせたらどうだろうという趣旨の意見である。

委員長： 承知した。

委員： 運営方針（案）は私にとってはとても難しい文章がたくさん並んでいるので、言葉のその中の細かい言葉の言い回しということに関してはいろいろな知識に長けた方が他にいらっしゃるの、その方々にお任せしたい。大きな枠組みで話をすると、青少年委員というのは、常に子どものためにとという形で活動させていただいているつもり。その中で、研修を受けたことがあったが、子どもの権利条約における四つの原則の一つでもある子どもの最善の利益、これはその子どもにとって最も良いことを大事に考えるということだと思うが、それを一番に考えていただければと思っている。学校、それから保護者、地域、行政、いろいろな立場のご意見が当然で、ただその中で、子どものためにとという思いはみんな一緒だと思うので、子どものためにというところを、大事に考えていただき、地域や学校や行政など、子どもを真ん中に置き、その周りにいる関係者や大人が、横にも縦にも繋がっていけるような形で、子どもたちが最善の利益をえられるようにまとまっていければと思う。

委員： 私の障害福祉の職員という立場で意見を言わせていただく。

P9 6について、「ともに過ごすことを通じて」という文言の前に、「合理的な配慮の元で」という文言が入るとよい。

P13 (2)(3)について、配慮を要する子どもという文言が二つ並んでいる。どちらかという、(2)は多様な子どもへの支援なのではないか。

また、(2) 2行目、「関係機関と連携し、切れ目のない支援を目指す」について、切れ目のない支援がやや唐突に出てくるような印象を受けた。「関係機関と連携して、必要な支援を行う」としてはどうか。また、「配慮を要する子ども」の文言は、「多様な子ども」に変えた方がよい。(3)の2行目について、「不適切な養育等が疑われる場合には必要に応じて、児童相談所や警察等」とあるが、疑われる場合には必要に応じてではなく、「区に相談してしっかり連絡する」としてほしい。チェックシートについて、一つ一つの項目が○か×で判断できるような項目ではないように思った。もしチェックをつけるのであれば、5段階スキルのような形の方がいいのではないか。また、その中の文章は質問形式の文章にする。例えば、こういうことができているかとか、こういう質問でそれに対して、今は2とか5だと判断できる形がよい。

委員： 子どもが主体的放課後の過ごし方を選ぶということは、保護者の方が、子どもがどこにいるのかわからなくなるという状況を指しているのではなく、例えば、今日は、学童に入ってお友達と児童館で過ごしたいとか、公園で遊びたいということも含めて、そういうことを保護者の方と、子どもたちが約束をして過ごす日があってもいいねという我々の成長支援、自立支援に関する感覚ではそういう感じでとらえている。その中には、お友達や家の方、保護者の方との約束を守ることや、時間を意識して過ごすなどの子どもたちの力を育む体験があるのではないかと考えている。子どもたちが日々楽しく過ごす場でありたいと目指すのは、やはりお仕事をしつらる保護者の方のためにも、そこが行きたくない場所になったり、安心して過ごせない場所になったりということを絶対しないように、そういう場所にはしないという強い決意を持って我々は取り組んでいる。子どもの視点を大切にすることと、保護者の方が安心してお仕事に行けることは決して別々なことではなく、相反しない。両方あって一つだと考えている。子どもたちにとっては与えられた環境なのかもしれないが、その中で少しでも子どもたちが過ごす場所を作っていく、子どもたちと一緒に私たちも作っていく場所でやりたいという視点も持っているので、主体的に過ごす機会というのは、これからもっともっと大切にしたいなと思っている。

委員： 骨子の頃は、子どもの視点や遊びに関するところが論点の中心であったが、生活という言葉が使われてきた。委員の発言にもあったように、私も学童クラブは生活の場というとらえ方をしている。現場職員も生活の場、そして子どもたちにとって来なくてはいけない場所という認識もしっかりと持っている。そのためにも、豊かな遊びを提供していこうという心意気で職務に当たっている。そういう意味では、P 7 2②の「遊びと生活の場の提供」は生活の場の提供が先にきて、「遊び」は無くてもいいかなと思う。P 5の理念、P 7の7つの目標、P 11以降の第2章ではそれを実現する流れができていて非常にわかりやすくいいなと私は思っている。最後のチェックシートは、運営方針が決まった後に現場で見ながら、職務に当たっていくべきものですので、年月が経ってだんだんと埋没されていかなないようにしていくべき。今後はチェックシートの活用が課題になってくる。

委員： 親としてはハッと思うところが大きいとは思った。ただ、私たちは日々子どもに向き合い、子どもたちを育てているっていうふうな立場であります。子どもたちが遅い時間まで学童にいと、本当は早く帰りたいけれど、お父さんお母さんがお仕事だから仕方がないと言っている声も聞く。また、お父さんお母さんの意向で、民間学童に行かなくちゃいけないというお子さんも、本当は行きたくないという声を聞いたりもする。今日は、もう一度お留守番をして過ごすというようなことをしっかりできるための自立支援ということで考えているので、この案が新しくなったことで、とてもわかりやすく私たちの意見が反映されていると思っている。

委員長： 合意か確認をしなければならない点がある。理念や策定にあたっての方向性のところもそうだが、「保護者支援と子どもへの支援の章立てをどうするか」、「遊びと生活の場という順番を変えるのか、ないしは生活の場だけにするのか」、児童福祉法に違うことになるので、そこまで戻って議論をするのかどうか、私は問題意識として思っている。保護者支援を強化するという観点は、全く異論はないが、児童の権利条約、そしてその精神を引き継いで、日本の中で実施されている児童福祉法の第1条第2条の児童福祉の原理に関わってくるとともに、放課後児童健全育成事業の事業主旨、法律に定められた事業趣旨からも表現が違うため、明白な合意がなければ変えることはなかなか難しいと認識している。委員の皆さんで変えるべしという明確な合意が全体で取れば、委員の総意として理解できるが、現況、難しいのではないかと。委員はいかがか。

委員： 児童福祉法や子どもの権利条約に関しては、これは子ども主体なので子ども主体という考えで構わないと思うが、この運営方針では、放課後健全育成事業学童クラブの運営方針であるため、保護者が就労して子どもの保育ができない方のための指針だというふうに解釈している。そういった点で保護者のことをまず第1に書くべきではないか。就労おらず、子どもの保育ができる家庭とは違うので、そういうところの区別というのをはっきりさせておいた方がいいと思う。

委員長： それはその通りだが、児童福祉法のこの第1条第2条の原理部分は、児童福祉の施設事業すべてにかかる。保育所も含めてこの考え方に立つというのが、児童福祉の原理。例えば、保育所もそして学童クラブも保護者が働いていらっしゃる、ないしは保育や学童の利用が必要な子どもたちに対しては、国や地方自治体が支援をするという、児童福祉法の2条の第3項の規定が適用されて、放課後児童健全育成事業も、保育所も運営がされているということになる。しかし、児童福祉施設ないしは事業という名前がついたものはすべて児童福祉のこの原理が適用されるため、施設によってこれは保護者のためとか、子どものためということはない。そこを変えるとすることはなかなか難しい。

委員： 保護者目線からしてみると、子どものことだけではなくて、まず親の都合で子どもを預けているということが第1にくるのではないかなというふうに考える。

委員長： 親の都合で預けてるといふこととはちょっと違う。親御さんが働くことが

必要で、家庭で子どもたちを見れなくなった親が、子どもたちを見れなくなった子どもたちに対して社会が、その子育てをしますよという仕組みなので、基本的に子どもを育てるための法律が、児童福祉法をとということになるので、そこの観点は一般の保護者としてはそういうお考えはあるかもしれないが、日本の児童福祉の制度的にはそういう形にはなっていない。副委員長いかがか。この点についてももしお考えがあればお示しいただきたい。

副委員長： 結論からすれば、両方差がないぐらい大事。大事なことは子ども支援と子育て支援、すなわち、成育支援と保護者支援。両方を満遍なく記載することが重要である。順番ということに関しては、委員長言われるように、子ども支援が先にくる。子ども子育て支援という言葉にも象徴されるように、子ども支援が先に来て、そのあとに子育て支援、これは子育て支援をないがしろにするということではなく、両方並べて、双方のバランスを偏りなく大事にしていきますよ、それは放課後児童健全育成事業ですよということを、明確にしておけば、差し支えないのではないか。

委員： 最初に来るのは子どもが主体であり、子どもの支援をしていくんだというのはまず先に来るかなという印象を持っている。自分の反省というか子育ての反省もいろいろありそのことを考えた。

委員： 我々は、親の都合で今、子どもたちがここにいるんだよ、本当は他の公園や友達と遊びたいということ我慢してきているんだよ、そういう子もいるんだよっていうのは重々承知しながら、その子のためにも、豊かな生活の場っていうところで仕事に当たっていると先ほど申し上げた。そういう意味では、職員は誰でもそういう思いを持って職務に当たっております。そういうところで七つの目標の、7番目は、家庭の保護者にとっての視点も入っているの、その辺に今のような親にとってというような視点を入れられたらいいと感じた。

委員長： 基本的に児童健全育成事業は、子どものため、働く保護者たちの子どものための施設であるので、子どもが第一時的に入ってくるものの、委員がおっしゃっている趣旨は、保護者ないしは家庭に対する支援がないと、それはそれで子どもに翻っている。子どもの成長も保証できなくなってしまうので、家庭ないしは保護者に対しての支援をより強化する形で、書いた方がいいということを受けとめさせていただいてよいか。

委員： それで構わない。委員の発言にもあったが、遊びと生活の場というところは生活の場が先にくるのではないかなと。

委員長： ここも委員の皆さんに相談をしなければいけないと思っているが、遊びと生活という順番は、国の法律通りの順番です。遊びを取らないしは生活と遊びをするに書き換えるとなると、明確な意図がまた必要になってくる。遊びの場というのは子どもにとって、子ども時代に最も必要な子どもの成長の基で、遊びが普遍的に来て、プラス、生活についても安定した生活を実現するような形で事業が進んでいくといい。遊びについては子どもにとって楽しい場であってすべての子どもたちにそれが保障されるという中で、放課後の子どもたち、にも遊びが保障されるのだと。これは子どもの権利



条約にも、遊びというものは保障されるべきだということが書いてある。それとともに生活の場というのも同じく大事で、子どもの具合が悪くなったり、子どもの様子を見守るなど緊急事態のことをきちんとやるということで生活の場が2番目にくる形になっている。生活の場だけになると、やはり子どもたちは日々生きる存在なので、将来のための今もあるが、現在楽しく生きるための存在でもあるので、遊びというのはすべての子どもたちに保障されているというのが先に来た方が、放課後児童クラブの雰囲気とマッチすると。生活の場ということになると、言葉として、一生懸命生活のお勉強している学校のようなイメージすら持つ感じもするので、私は遊びと生活の順番がいいと思っている。皆さんのお考えを伺いたい。

委員： 先ほど「遊び」の方はいらないのではと発言させていただきました。職員の現場の心構えとして学校とは違う、教育の場とは違う、帰ってきてほっとできる場所にしたいという思いもあってあそこは生活の場という認識を持っている。そのためにもまずは生活の場かなというところと、遊びを通したっていう後にきているので、それであれば遊びはとってもいいのかなってような思いで発言させていただきました。遊びが全くなくていいというわけではありませんので、私は遊びと生活の場というところで、落ち着く学童クラブの印象としての話であればそれでもいいのかなと思う。遊びを取る必要もないのかなと感じる。

委員： そもそも学童クラブというところが生活の場を預かりお子さんをお預かりする場ってというのは、本当に職員一同思うところで、そういう規定もあると思うので、生活の場だけですとやっぱり苦しくなってくる。子どもたちがその場に行かなくちゃいけない。本当は行きたくないけど保護者の方に行きなさいって言われているから行くみたいなどころだと苦しくなってくると思う。その中でも楽しく生活をしながら、遊びながら子どもは成長していくと思っているので、ぜひ楽しくは入れて、遊びのところも、前に来ても良いのではないかなというふうに思う。

委員： 私も同意見。子どもはやはりそういうことが一番というふうにも思っているし、その笑顔のために保護者なりが、お仕事してると思っているので、遊びと生活の場の提供というのはそのままいいと思っている。

副委員長： P7 2②「遊びと生活の場の提供及び遊びを通した生活支援を行う」、これは間違っていない。ただし、この表現だと、1 趣旨のところにある「子どもの健全な成育と遊び及び生活の支援」という言い方と表現が少し異なる。一方で、その趣旨の方は、国の育成支援の定義と非常に酷似しております。だから、これを援用するのかどうかという議論あるが、国の育成支援と違う意味合いで成育支援を使うのであれば、2②「遊びと生活の場の提供及び遊びを通した生活支援を行う」というふうに統一をする。その際、繰り返しになるが、遊びと生活の場どちらが大事かどちらを優先するかということではなくて、この両方大事だということを押さえればそれでよろしいのではないかな。

委員長： 国の法律等も若干表現が違っているのは確かで、放課後健全育成事業は、遊び及び生活の場を与えとなっており、遊びを通してということは書いて

ない。遊びは手段で、生活支援のための手段であるってことは書いてない。P7 2②の後段はちょっと違う表現になっているところがあるが、と生活の場ということは誰も否定していないので、生活の場である中身を書き込んでいくことが大事だということと、遊びの場でやることの中身を変えていくことが大事だと思うので、法律通り適切な遊び及び生活の場という形にして、中身を書き込み、より充実させていくというところではいかがか。

委員： 学童クラブ事業に関しての法律というものに関しては、ここ10年ぐらいでようやくできてきたものばかりで現状に合っていない部分がたくさんある。保護者それから学童クラブの関係者からしてみると、学童クラブに関しては、生活の場というものが第1に来ると認識しているので、やはりここは生活の場を優先していただきたい。

委員長： そこは認識が一致している。ではなくて、遊びをどういうふうに位置づけるかということ。それはいかがか。

委員： 生活の場の提供及び遊べるとしたということで、遊びを取った方がいいと思う。

委員長： ただ、遊びを通して、生活支援をすとはどこにも書いてない。遊びは手段ではない。そこはどういうふうに整理されるか。

委員： 法律的にはまだまだ未熟な部分がたくさんあるので、法律がこうだからということはやめていただきたい。

委員長： しかし、現行法の条文と違ったことを書く人は書くなりの意味がないといけなと思う。皆さん、遊びは否定されていないので、少なくとも遊びと生活の場二つは書かなきゃいけないという雰囲気である。現行法を変えるという必然性が新たにあるのであれば、そこは変えた方がいいと思うが。

委員： 現状として、遊びを通しての生活の場ですので、それは生活の場というものが大事だと思う。

委員長： それは委員の定義ではないか。

委員： 私より学童関係者の総意だと思う。

委員長： いろんな関係者がいるので少なくとも委員の考え方であり、私は学童クラブに関わっていたことも長くありますが、相違とは思っていない。もし明白に変なければいけない根拠があれば変えたいと思うが。

委員： 子どもたちが生活する場なので、これはまず生活の場だと考える。

委員長： それは先ほどと一緒に、その後、委員の皆様から遊びという観点を入れることでの活動内容への影響とか、明るさということが出てくるのではないかとということが意見として出たがそれについてはどう思うか。

委員： 遊びがメインではないというふうに考えている。

委員長： 私は遊びもメインだと思っているが、どのように整理をしていけばよいらうか。

副委員長： どちらが大事とかどちらが優先とかいうこともあるかもしれないが、P7 2②をよく読むと、まず前段のところは遊びと生活の場の2つを提供し、その上で遊びを通した生活支援を行うという2つの意味合いで分かれている。そのため、遊びという意味合いが重複しているということではないと読み取ることもできる。順番に関しては、両方大事ということ割

いておけば、「生活の場と遊びの提供及び遊びを通した生活支援を行うという表現でも通るのではないかなと思う。

委員： 運営方針は私たちだけではなく、現場の職員を集めて課題検討委員会という委員会を開いて検討することもあった。細かく検討していく中で、七つの目標の順番についても細かい議論もして参りました。その中で、1番が、「子どもが楽しく過ごし行きたいと思える場所」が1番にきており、先ほど言った生活の場になる。その次に遊びが来ている。どっちが大事というわけことではないが、委員のおっしゃるこの生活の場の方が大事だというのはここで思いが表現できるのではないかと感じた。

委員長： 場所によって書きぶりが違ったり、あちこちに似たようなことが書いてあるので、どこの文章を変えるかというところはまた考えなければならないが、P7にも2ヶ所あるし、今ご指摘をされたところの、七つの目標の一番2番の順番についてはまだ確定しているわけではなく、この委員会で話して決めるということなので、この順番制についても、議論しなきゃいけないのかなと思う。ポイントは遊びと生活両方とも大事だということころは、誰も異論はないが、国の規定に繋がって書かれている文言、特にP7の文言について、このままでいくのか、若干、変えるか検討が必要。

委員： 文章の読み方として正しくは、遊びと生活の場というようになるのかと思うが、私たちの感覚としては、遊びと生活の場はセットで、そこはもう切り離せないと思っている。その遊びというのが、種目としてイメージされるような、例えば将棋とか、ドッチボールとか、駒とか面子とかかけっこなどの遊びではなく、ただ、ボーッと過ごしていただける環境や時間であったり、心をほっとさせるようなコミュニケーションとして大人に甘えてみたり、友達にちょっかいかけてみたりっていうことも含めてそれは全部遊びであり、子どもたちの生活の一部であると思っている。私はその優先順位にはあまりこだわりはなく、仕事をして子どもたちと一緒に何かをやっていくときに、ストーンとイメージしやすい遊びと生活っていう順番でこのまま残していただいていいのかなと思っている。

委員： 先ほど副委員長がおっしゃった案で私はいいと思う。

委員長： もう一度副委員長、ここのところについて確認ですが、お話いただけるか。

副委員長： 生活の場と遊びの提供及び遊びを通した生活支援を行う。つまり、冒頭の遊びのキーワードと生活の場のキーワードを入れ替えた、ということ。

委員長： それをやると遊びが生活支援の方法になってしまう。遊びというのは目的がある遊びもあるが、自由な遊びこそ子どもたちが育つ要素ということになることから、遊びを手段化したくはないという私の思いはある。

委員： 子どもに関わるお仕事をされている方々には、子どもの生活の中に自然と遊びが入っているような感覚をお持ちの方もいらっしゃるかもしれない。ただ、その遊びというものを独立した言葉として置かないと、遊び自体が置いてけぼりにされてしまわないか。学童クラブに行くような世代の子どもたちには、遊びが子どもの成長に必要なのだということを前面に出してもいいと思った。

副委員長： 遊びを削除したわけではなく、冒頭の遊び、それから生活の場の順番を入

れ替えたというだけの話。これは両方大事だということとして、何か意味合いが変わるとか大幅に見えが変わるということでもない。生活の場と遊びの提供というような形で、一つの落としどころとして、あり得るのではないかという提案である。

委員長： 遊びを取るということか。そのあとで遊びを通じた生活支援を行うというところだろうか。

副委員長： 違います。遊びを取ったわけではなく、生活の場と遊びの提供とし、遊びは残している。

委員長： 順番を変えたということか。

副委員長： そういうことになる。前半の前半の二つのキーワードの順番を入れ替えたということ。

委員： 私の印象では、この遊びと生活の場の提供っていうのは、遊びの場の提供及び生活の場の提供というふうに認識をしているので、それが、遊びと生活の場の提供というふうにかかれた時に、先ほどどなたかがおっしゃってたように、遊びと、生活の場の提供ではなくて、遊びの場の提供、生活の場の提供という2つの場の提供を示してるものだと思うが、それは間違っているか。

委員長： それは、その通りだと思う。ただ、遊びの場の提供というところを、生活の場の提供をチェンジするっていう話である。

委員： 保護者の立場としても、はっきり言ってどちらでもよい。子どもの立場から考えると、遊びという文字が先に来た方が妥当ではないかと思うがいかがか。

委員長： この指針の子ども向けの解説ペーパーみたいなものを作ろうという話もあったので、そのときに子どもに対してどう映るかということも出てくるかもしれない。

委員： 例えばおやつ提供ということも中にあると思う。これは遊びではなくて、生活の場ということが優先されるべきではないかなと思うので、ぜひ生活と遊びの場の提供を及びというふうなことにしていきたい。

委員長： 遊びが先に入ると、なぜまずいのか。生活の場についても書き込むということで、なおかつ遊びの場という楽しい場であることも書き込むということで、国の法律もそうなっている。にもかかわらず遊びを書かない、ないしは一緒にやる理由をもう一度説明していただけるか。

委員： 就労している保護者の立場からすると、まずは生活をするを、それが大事だというふうに思う。その中で、遊びを通して遊びがあるのではないかなというふうに考える。それでは答えになっていないか。

委員長： はい。子どもの生活のすべては遊びにありという言葉もあり、遊びと生活はほとんどイコールという意味合いはあるものの遊びを先に出した方が、明るい感じがするということは委員の何人かがおっしゃってるように思う。関係者の中では、生活の場だけで通用する場合もあるかもしれないが、ただその生活の場が行き過ぎると、生活スタイルを押し付けられて、子どもがつまらない放課後を過ごしているという学童もなくはないということもあるので、そうならないためにも明るいキーワードを先に出すというの

は、国の制度上もそうなっているので、私は妥当だと思う。

事務局： ご議論いただきましてありがとうございます。遊びと生活両方大事ということは皆さん共通なのかなとお聞きして思っている。区としては条例等に放課後児童健全育成事業所については、遊び及び生活の場と規定しており、ここを変えるとすると議会等も必要になってくるところもあるので、ここはちょっと引き取らせていただいて文言の方を整理させていただければと思うがいかがか。

委員長： 皆様いかがでしょうか。よろしいか。では、条例との関係もあるということで、この文言のことについては、児童課長に預らせていただきたいというお話なので、そういう形で次回、その結果が出てくるという形になるかと思う。他に補足はあるか。

副委員長： P 7 1 趣旨の文言について、成育支援の定義は子どもの健全な成育と遊び及び生活の支援となっているが、国の指針及び条例によれば、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援、というふうになる。そうすると、これも育成と成育を変えていいのかどうかという議論にもなりかねない。ここはどのように考えればよろしいか。

委員長： これは条例に基づいて書かれているが、条例の趣旨は継続するものの、この委員会で、成育支援という言葉を使っているということを整理していくというところだとは思いますが、児童課の方で、副委員長のご質問に、何かあれば。

事務局： 成育という言葉を使うのは、この検討委員会の中でご議論いただいてきたと思う。子どももそれを大切にしていきたいと考えている。一方で、そのような法律や条例などの定義から引用してくる、或いは相互の関連性を明らかにする必要がある。また、法令基準と違う解釈を導き出してはいけない部分と、成育という言葉を経営指針の中で打ち出していくものとを切り分けて考えなければいけない。副委員長からご指摘いただいた点も含めて、次回までに、文言の使い方や、法律・条例の言葉を使う部分、新たに打ち出していく部分を整理させていただきたい。

副委員長よろしいか。

副委員長： そこに注意をしてご検討いただきたい。その際に、国の省令と文言が酷似するので、誤解のないようにしておく必要がある。先ほど私が少し提案をした、成育等支援というように、「等」を入れるということに関しては、これは入れないということによろしいか。

委員長： 「等」を入れるかどうかですが、育成支援等々も、もともとの言葉も頭がついてないので、あんまり頭を入れない方が私はすっきりしていていいかなと思うが、いかがか。

副委員長： 基本的にはそう思うが、育成支援と成育支援の表現がとてもよく似ている一方で、意味合いが異なるというところを懸念している。むしろ、育成支援と成育支援を差別化した方がいいのではないか。そういう意味での発言であった。

委員長： 目立たせるっていうことか。そこについても検討して、次回にする。私もいくつかお伝えをしたいことがある。

P 7 3①に成育支援の具体的な中身の説明があるが、生きる力と主体性を伸ばすことが目標みたいに読み取れてしまう感じがする。先ほど生活という言葉があったが、生きる力と主体性を伸ばすことが目標になると、生活の保障という観点も薄れてしまうと思う。生きる力と主体性を伸ばすことをについて書くことはよいが、日常生活の安定を図ること、情緒の安定も含めてそこがベースになるというところを明確に書いておかないといけない。

P 1 0の図に、社会性主体性、知的好奇心、自己肯定感創造性などとあるが、学童クラブ行くところなことが学べるんだと思われてしまい、学童クラブの目標を表現する言葉としては、ちょっと不十分だと思った。

P 1 2 ③について、国の指針も子どもの意向・意見についてはすべてに反映させられるということになっている。ここに書いているのは主に、行事、活動についての反映についてで、④では、悩み事にも触れつつも、意見・意向ということは書いてない。子どもの意見・意向は、「子どもの日常生活、学童クラブでの生活についての意見・意向の反映」、「活動行事についての意見・意向の反映」、「子ども自身の悩み・相談についての意見・意向の反映」という3点ほどになるので、③④の棲み分けが必要。

P 1 3 (2) について、国の指針では、障害のある子どもへの支援ということになっているため、国の指針の通りの表現にしてもいいのかもしれない。先ほどのご意見のように、「多様な」という言葉、性的マイノリティも含めて入れていくこともあるのかもしれない。ただ、内容的には、ここをもう少し踏み込んで書いた方がよい。徒歩、放課後等デイを併用してる方がいらしたりするので、併用してることを推進した方がいいぐらいだと思っている。保育所等の訪問支援事業やその他二つぐらい、学童クラブに対して、ないしは親御さんに対しての支援事業が国の枠組みで行っており、世田谷区でもやってらっしゃると思うので、そういった事業名を活用できると思う。

P 1 3 (3) について、ケース会議等を行って連携するのは当然だが、放課後児童クラブとしても必要な支援を引き続き行うということは明記しておいた方がよい。連携してつないで終わるという意識がとて強くなってしまう場合があるため、書き方を注意した方がいい。連携するということは、放課後児童クラブがやるべきことをやるということでもあるのでということになる。

⑤の保護者との連携について、これは保護者支援に立っているが、先ほど委員がおっしゃったように、保護者との連携の方がよいと思う。その中に支援も含まれてくるという形がいいように思う。最初から保護者支援となると、保護者みんなに何か問題、課題や悩みがあって、ただ単純に支援される側としての保護者ではないと思う。保護者の主体的な考え方もあり自己決定をする主体的な存在であるということもあるので、単純に支援じゃない方がいいかなと思った。それとともに、父母会等との連携は大事だと思うが、保護者が学童クラブに参加する、参画する、行事に参加するなど、保護者がより学童クラブに関わりを深めるということも書いた方がいいお

思う。P 1 8の末尾に倫理規定について、以前は記載されていたように思うが、他に記載がないのならここで書いておいた方がいいと思った。

P 1 9⑥⑦の間でもいいと思う。P 2 1 「職員に求められる姿について」これは唐突感がある。内容が悪いわけではないが、職員に具体的に求められる姿を書くのであれば、P 1 1からP 1 3にかなり具体的な記述があるのでそこに書き込むなどしないと不十分で整理できていない気がする。P 2 2 「研修テーマ」について、ソーシャルワークが①であることはいいと思うが、ソーシャルワークとプレーワークが基本中の基本だと思う。やはり子どもたちが安心安全で情調の安定ができるような場とともに、遊びも1人遊びも含めてプレーワークという観点がとても大事だと思うので、プレーワークとソーシャルワークは別格で書いた方がいい。また、「障害に関する理解」のようなテーマも追加した方がいい。

P 2 3 3 (3) について、個人情報保護との関係で書き足りてないと思う。基本的には開示するので、幾ら条例等があったとしても、改善にあたっては条例に書かれていることに基づいて実施をするということですので、基本個人情報保護者、子どもについての記録等は、公開するものだということの基本的な考え方は書いておいた方がいい。これは世田谷区の状況も踏まえて書く内容でいいと思う。チェックシートについて、チェックシートに書いてあるけれども、指針に書いてないところが結構ある。逆もある。受託した事業者ないしはその職員の方たちが自己評価等で使うのであれば、それ用のチェックシートにしておいた方がいい。そのため、まず我々委員会としては、運営方針についてきちんと次回作り上げて、チェックシートと子ども向けの説明、チラシについても、指針ができた以降、区の方で責任を持ってまとめていただく。ここまで幅広で文言をやっていくと次回、話がまとまらない可能性もあるので。

副委員長： 今の委員長のご提案でよろしいかと思う。チェックシートに関しては、今一度、現場の先生がたの意見も踏まえて、さらに委員長にも細かく見ていただいて、最終的に、完成に向かっていくというのが一番の近道かなと思う。また、配慮を要する子どもの表現については、おそらく医療的ケア児を含めているので、障害のある子どもではなくて配慮を要するというように変えたのかなと思った。ただ、(3)の「特に配慮を要する」では、(2)はその一段下なのかともとらえられかねないので、例えば障害のある子どもや、医療的ケア児のある子ども等への支援など、具体的に書かれたらよいと思った。

委員長： チェックシートに書かれていて、運営方針に載っていないけれども反映した方がよさそうなものもあるので、それはチェックシートの方から抜き書きして、運営方針の方に書き込んでもらうということも必要かなと思いますが、いずれにしても、チェックシート、そして、子どもに対してわかりやすく説明したものについては、区の方で、この方針ができた以降、区の方でまとめていただくということでもよろしいか。特に反対はないですね。もし発言しそびれたというものがあれば、なるべく早い機会に、児童課の方にご連絡いただければと思う。では、本日の会議録と次回の開催日につ

いて、課長よろしく願いたい。

事務局： 本日の会議録は事務局で作成いたしまして要点につきまして、委員長と調整の上、後日皆様にお送りする。なお、第4回の会議録につきまして、修正内容が反映されているかをご確認いただき、万が一、反映されていない場合は挙手をお願いする。問題ないようですので、こちらを確定版とし、委員の個人名を伏せた上で、世田谷区のホームページに掲載させていただく。また、次回、第6回の検討会につきましては、7月13日水曜日、18時30分から開催させていただく。皆様のおかげをもちまして次回運営方針を完成させていただくということで考えているので、次回も引き続き、何卒お願いします。なお関連会議や本日の意見を反映させたアンケートの最終版につきましては、完成次第皆様の目、委員の皆様にもメールでお送りさせていただきます予定。

#### 4 閉会